

令和6年1月農業委員会定例総会議事録

1 開催日時

令和6年1月26日（金）

開会 午後1時30分

閉会 午後1時50分

2 開催場所

尾張旭市役所 201会議室（南庁舎2階）

3 出席委員

農業委員 11名

4 欠席委員

なし

5 傍聴者

なし

6 出席した事務局職員

事務局長、事務局次長、課長補佐、主査2名

7 議題等

第1号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について

報告事項1 農地法第5条の規定による届出の専決について

報告事項2 現況証明願出の専決について

8 会議の要旨

<p>会 長</p>	<p>本日はご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。                  それでは、ただいまの出席委員は、11名です。                  定足数に達しておりますので、これより1月の農業委員会総会を開催します。                  これより議事に入ります。                  総会規則により議事録を作成するため、議事録署名者を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>【異議なしの声】</p>
<p>会 長</p>	<p>異議もないようですので、次の委員を指名させていただきます。議事録署名者は、松原昭平委員、水野郁代委員にお願いをいたします。                  本日の付議事件は、第1号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」が1件でございますのでよろしくお願いいたします。                  それでは早速ですが、第1号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」、事務局より説明をお願いします。</p>

課長補佐	<p>それでは、第1号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」説明をします。</p> <p>この議案は、生産緑地法第10条の規定に基づき買取申出をする生産緑地について買取申出の理由である死亡もしくは農業の継続を不可能とさせる故障を生じた者が、「農業の主たる従事者」もしくは「一定割合以上従事しているもの」に該当していたことを証明することについて、農業委員会の意見を求めるものでございます。</p> <p>申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。</p> <p><b>【調書を朗読】</b></p> <p>第1号議案の説明は以上でございます。</p>
会 長	<p>それでは、調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いします。</p>
飯沼勝則 委 員	<p>1月17日に現地を調査しました。</p> <p>願出地は、中央通りを南進し、国道363号晴丘交差点を左折、晴丘グランド北交差点を右折し、3本目の道を左折して50～60メートルほど進んだ位置にあります。</p> <p>周辺地は住宅街で東側に倉庫があり、西側が駐車場、南側が市道、北側は住宅となっています。</p> <p>今回の証明願の事由は、生産緑地の所有者が亡くなったため、主たる従事者であったことを証明するものです。</p> <p>地目は畑で、柿の木が3本、大根、えんどう、玉葱、レタス、白菜、ブロッコリー、カリフラワー、なすがありました。作物ごとの作付面積は少ないので、自家消費であったと思われます。</p> <p>作物の栽培時期も異なることから、農地を継続的に管理されてきたと思われます。</p> <p>以上のことから調査員としては、証明して差し支えないものと考えます。よろしくご審議をお願いします。</p>
会 長	<p>報告が終わりましたので、これより質疑に移ります。</p> <p>第1号議案について、何か質問はございませんか。</p> <p><b>【質疑応答】</b></p>
松原昭平 委 員	<p>全部事項証明書 of 自作農創設特別措置法第41条の規定による政府売渡とはどういう意味ですか。</p>
横井利夫 委 員	<p>農地解放です。戦後、国が地主から農地を買い取り、小作人に売り渡しました。</p>
飯沼勝則 委 員	<p>農地開拓があったという話を聞いたことがありますが、関係ありますか。</p>
横井利夫 委 員	<p>詳細はわかりません。</p>

若杉 満 委 員	耕作者から土地の所有者となり、農業に励んだと思われます。
水野洋子 委 員	春日井市でもそういったことがありました。
横井利夫 委 員	全国的にあったと思われます。
荒谷弘美 委 員	申請者は子ですが、相続はされていますか。
課長補佐	相続はされており、相続人が今後農業を続けていくことが難しいということでも申出がありました。
会 長	他に質問もないようですので、採決に移ります。 第1号議案について賛成のかたは挙手をお願いします。
委 員	<b>【挙手全員】</b>
会 長	挙手全員により、第1号議案については承認することに決定しました。
会 長	これをもちまして本日の付議事件は終了しました。 次に報告事項に移ります。報告事項1「農地法第5条の規定による届出の専決について」事務局より報告をお願いします。
課長補佐	それでは、報告事項1「農地法第5条の規定による届出の専決について」説明させていただきます。 農地法第5条による届出が、19件で4,511.66平方メートル、主な概要は、大塚町地内外で一般個人住宅5件、露天駐車場3件、その他サービス11件です。 これらの届出については、市街化区域内の農地の転用につき、既に事務局において審査し、受理していることを報告します。
会 長	続きまして、報告事項2「現況証明願出の専決について」事務局より説明をお願いします。
課長補佐	それでは、報告事項2「現況証明願出の専決について」説明させていただきます。 現況証明とは、登記簿上の地目が農地である土地について、現況が農地以外のものであることを農業委員会が証明するものです。 それでは、調書の説明に入ります。 <b>【調書説明】</b> 証明の基準につきましては、「尾張旭市現況証明事務処理基準」に基づいて判断しています。 判断の基準としましては、願出前20年間以上、建築物が立っており、それを建物登記簿謄本と国土地理院が発行した過去の航空写真にて確認がとれたため、要件を満たし、既に事務局長の専決処分にて証明した

	<p>ことを報告します。</p> <p>説明は、以上です。</p>
会 長	<p>報告が終わりましたので、何か質問はございませんか。</p> <p>【質疑応答】</p>
若杉 満 委 員	<p>報告事項2について、事務局から指導して申出があったのですか。それとも所有者が自発的に申出を行ったのですか。</p>
事務局	<p>事務局からの指導ではなく、所有者が自発的に行ったものです。</p>
会 長	<p>他に質問もないようですので、本日の議事はこれを持ちまして終了いたしました。</p> <p>その他事務局より、委員の皆さんにお知らせなどがありますか。</p>
事務局	<p>今月は特にございません。</p>
会 長	<p>それでは、以上を持ちまして、本日の総会議事はすべて終了しました。</p> <p>次回農業委員会は2月28日(水)午後1時30分から201会議室にて開催を予定しております。</p> <p>これを持ちまして本日の総会を閉会します。皆さまお疲れさまでございました。</p>